

令和3年1月1日に思う

謹んで新春のおよろこびを申し上げます

川上村長 栗山 忠昭

年頭にあたり、村民皆さまのご健康とご多幸を心よりお祈りいたしますとともに、皆さまにとって、実り多い1年となりますようご祈念申し上げます。

新型コロナウイルスは世界を大混乱に陥れています。

まさに未曾有の困難ともいえる非常事態を引き起こし、人のつながりや触れ合いを奪い、人の心も経済も疲弊させ、未だ収束のきざしを見せていません。

このウイルスが「人類への警鐘」であるなら、まさしく「英知の結集」が不可欠です。私たち自身も「自分がすべきこと（出来ること）を精一杯やる！」という強い思いをもって、この苦難を乗り越えなければなりません。

そして「万が一」の時は、「みんなで支え合い、助け合う川上村」でありたいと思います。

そうしたなか、地方（過疎地）は、重大な極面・正念場を迎えています。昭和45年に、人口減少の著しい地域の振興をめざして制定された「過疎地域対策緊急措置法」が、今年の3月に期限切れとなります。

この法律は議員立法による時限法で、今日までその期限を迎えるごとに廃止や継続等の激しい議論がなされ、その都度改正され続けられてきたものです。現在の法律は「過疎地域自立促進特別措置法」とよばれ、平成12年に改正、その後延長され今日に至っています。

おおよその見立てでは、政府・与党間で「おおむね継続の方向で新法により実施」とされつつあるようです。しかし最終決定は次の「通常国会」で行われるものであ

り、予断は許されません。

ただ今回の「廃止か継続か」の議論で、「過疎地域は少ない人口で広大な空間を活用する、いわば先進的な少数社会（多自然型低密度居住地域）として、国土や地域の価値を発展させていく役割を担っている」や「都市への過度な集中は大規模災害や感染症発生のリスクを伴う都市とは別の価値をもつ低密度な居住空間がしっかりと存在することが国の底力となる」（宮口侗弴早稲田大学名誉教授の発言）等々の主張が大きな役割を果たされたと感謝しています。

また、時を同じく全国町村会の「コロナ下・コロナ後の社会を見据えて町村から日本再生の提言」でも、コロナ禍によって顕在化した「東京一極集中」の弊害やリスク、人口減少社会や激じん化する自然災害など、さまざまな課題を克服することによる「地方の発展、振興」が、これからの国づくりに極めて重要であることが強く主張されています。

大事な年になるでしょう。人口や経済の大きさだけではない「東京の対局にある価値」を皆さまとともにみがき、「水源地の村づくりの完結」に向けて精いっぱい発信してまいりたいと思います。

今年も、どうぞよろしく願いいたします。